

## これまでの検討経過

## 第1回会議の振り返り

## ◆障害者基本法・障害者差別解消法の目的

障がい者を理由とする差別の解消を推進し、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する

障がい者	身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者（以下「障がい者」という）
社会的障壁	障がい者にとって、日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの
差別	<b>不当な差別的対応</b> を行うこと又は <b>合理的配慮の不提供</b>
不当な差別的対応	<b>正当な理由なしに</b> 、障がいに関連する事由を理由として、障がい者を <b>区別し、排除し</b> 、若しくは <b>制限</b> すること、又はその人に条件を付けること、その他不利益な行為
合理的配慮	障がい者が現に社会的障壁の除去を必要としている場合、その <b>実施に伴う負担が過重ではない限りにおいて</b> 、障がい者の <b>人権を尊重し</b> 、障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、その実施について必要かつ合理的な変更、調整等を行うこと

## ◆タウンミーティングの結果等に対する意見等

## 差別だと受け取られる事象が生じる背景

## 安全確保が最優先

既存のハード面・ソフト面の事情から安全確保に必要な配慮が困難な場合aの対応

## お互いの考えや思いの共有不足

配慮のつもりが差別と受け取られてしまうことの解消

## 障がい特性に対する理解不足

障がい特性に応じた配慮・支援の提供、理解不足により生じる偏見の払しょく

## 〔必要な対応〕

## ①差別の未然防止

障がい特性に対する正しい理解の促進

支援・配慮に必要な情報・支援の提供

潜在支援対象者へのアプローチ

## ②差別の事後対応

相談窓口の周知・充実

障がいを理由とした差別に係る解決の調整

## ③社会参画支援

支援・配慮事例等の周知・つなぎのサポート

障がい特性に応じたコミュニケーション支援

身近な存在になるような環境づくり

多様性の尊重と寛容ある社会への転換に向けた意識の醸成  
インクルーシブ教育の推進をはじめ、様々な活動を通じた相互理解の促進

## 第2回会議を踏まえた条例案への反映状況

## 障害者基本法

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法

## 【障がい者を取り巻く現状の課題】

- ◇一定の配慮や社会的支援基盤は整いつつあるものの、必要以上に住み分けが進んできている
- ◇偏った情報による偏見や、障がいの有無によって活動の場が分けられてしまい、活動の選択肢が限られ、望む活動を諦めなければならない
- ◇障がいの特性や個々の状態によって社会的障壁は異なるものの、「障がい者」と一括りにされる傾向がある
- ◇自身とは異なる障がいに対する強い差別意識や偏見も少なからず見受けられることから、多様性への受容と寛容といった視点が極めて重要

障がい者を取り巻く現状の課題、法の趣旨等を踏まえながら、条例の理念・目的を整理  
【第1条～第5条】

## 必要な対応 ⇒ 条例の規定内容に反映

## ①差別の未然防止

障がい特性に対する正しい理解の促進

【第15条・第19条】

支援・配慮に必要な情報・支援の提供

【第6条・第7条・第14条・第15条】

潜在支援対象者へのアプローチ

【第15条・第18条】

## ②差別の事後対応

相談窓口の周知・充実

【第8条・第18条】

障がいを理由とした差別に係る解決の調整

【第9条～第13条】

## ③社会参画支援

支援・配慮事例等の周知・つなぎのサポート

【第15条】

障がい特性に応じたコミュニケーション支援

【第14条】

身近な存在になるような環境づくり

【第16条・第17条】

多様性の尊重と寛容ある社会への転換に向けた意識の醸成  
インクルーシブ教育の推進をはじめ、様々な活動を通じた相互理解の促進

【第15条・第16条・第17条・第19条】

差別だと受け取られる事象が生じる背景を踏まえ、必要な対応について整理  
【第6条～第19条】

条例の推進体制  
【第20条】

## [参考]

### ～現状と課題～

R4.5.27 開催の第1回「(仮称)障がい者の合理的配慮条例」条例制定検討委員会の資料で示したとおり、障がいを理由に日常生活及び社会生活の様々な場面で制約や差別的な扱いを受けていると感じている現状がある。こうした事例は、相談できず、あきらめるしかない、しかし、決して消し去ることのできない記憶として、障がい者や家族の胸に仕舞い込まれてきた事実として、あるいは障がい者の人格を傷つけ、生きる力や個性と能力を発揮する場を奪い、ひいては社会に貢献する機会も奪ってきた事実として受け止める必要がある。

同時に、こうした現状は、これまでの障がい者に対する福祉施策等では限界があることを表すものであり、差別の禁止によって、こういった事実と正面から取り組むことの必要性を示しているものといえる。

### ◆障がいに基づく差別の禁止に関する法制はなぜ必要か

#### ◇共生社会の実現

障害者権利条約の前文には、「障害者の社会的に著しく不利な立場を是正することに重要な貢献を行うこと並びに障害者が市民的、政治的、経済的、社会的及び文化的分野に均等な機会により参加することを促進することを確信」するとあり、また、障害者基本法の目的には「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」とある。

この法律が目指すのは、この条約と基本法が示している、障がいの有無にかかわらず全ての人が「市民的、政治的、経済的、社会的及び文化的分野」、すなわち国民のあらゆる生活分野において「均等な機会により参加すること」を保障することであり、誰もが障がいの有無で分け隔てられることなく共に生きることのできる差別のない社会の実現である。

#### ◇差別に対する意識

差別は、「何が差別か分からない」といったことも背景にあり、これは、障がい者と接する機会が少ないために「障がいや障がい者のことがよく分からない」ことからくることも要因として挙げられる。

これまで、様々な場面で障がいに対する理解の促進、また、障がい者との交流の重要性が強調され、障がいや障がい者に対する一定の理解は進んできてはいる。一方で、前述のとおり、障がい者は様々な差別的取扱いに直面しており、障がいや障がい者への無理解を嘆く声は途切れない。こうした現状は、これまでの取組では差別は解消されないことを意味しているが、誰もが「差別は良くない、してはならない」「障がい者には理解を持って接したい」と考えているのも事実であり、好んで差別をしているわけではない。

#### ◇物差しの共有

そのため、具体的に何が差別に当たるのか、共通の物差しを明らかにし、これを社会のルールとして共有することと併せ、実際に差別を受けた場合の紛争解決の仕組みを整えていくことが必要である。これは差別した人を罰することが目的ではなく、何が差別にあたるのかの共有を通じて差別をなくすことが重要である。

#### ◇条例の位置付け

以上を踏まえ、障がいを理由とする差別禁止に関する条例は、どのような理念・目的で制定すべきなのか、どのような行為が差別として許されないのか、誰に向けての法制なのか、差別を受けた場合の紛争解決の道筋はどうあるべきなのか、基本的な考え方を示すものである。